

遺伝資源の知的財産保護の動向



岐阜工業高等専門学校講師 児玉 恵理

要 約

遺伝資源の知的財産問題として、韓国のイチゴの品種「雪香」の植物の新品種問題、また中国産「神戸ビーフ」の呼称問題と和牛の精子の不正輸出問題がある。イチゴ「雪香」問題では、当時、韓国が「植物の新品種の保護に関する国際条約」に加盟していなかったこと、章姫の育成者権の保護期間が過ぎていることから、種苗法における侵害事例とはなっていない。中国産「神戸ビーフ」呼称問題では、「神戸ビーフ」が商標法（地域団体商標制度）と地理的表示法とともに保護される対象でありながら、我が国と中国との二国間条約がないことから、対応ができないとされている。そして、和牛遺伝資源不正輸出問題においては、そもそも我が国の知的財産法における法整備がなされていないとされる。本稿は、農林水産業の知財戦略の観点から、種苗法、商標法（地域団体商標）と地理的表示法、そして家畜遺伝資源不正競争防止法等から、遺伝資源の知的財産保護の動向を考える。

目次

1. はじめに
2. 遺伝資源と農林水産業の知的財産保護の課題
 2. 1 生物多様性条約における遺伝資源
 2. 2 農林水産業における遺伝資源の知的財産保護の課題
 - (1) 韓国イチゴ品種「雪香」問題
 - (2) 中国産「神戸ビーフ」呼称問題
 - (3) 和牛遺伝資源不正輸出問題
3. 韓国イチゴ品種「雪香」問題の法改正による対応
 3. 1 改正種苗法
 3. 2 種苗法の改正に当初至らなかった要因
 - (1) 種子法廃止の影響
 - (2) 自家増殖の私的目的の利用
 3. 3 韓国イチゴ品種「雪香」問題の対応
4. 中国産「神戸ビーフ」呼称問題の2つの地理的表示保護制度の連携による対応
 4. 1 神戸ビーフの二重登録
 4. 2 「神戸ビーフ」と「神戸牛肉」の誤認・混同
 4. 3 中国産「神戸ビーフ」呼称問題の対応
5. 和牛遺伝資源不正輸出問題の法改正と新規立法による対応
 5. 1 家畜改良増殖法の改正と新規立法の対応
 - (1) 家畜改良増殖法の改正による対応
 - (2) 家畜遺伝資源不正競争防止法の新規立法の対応
 5. 2 牛・牛肉トレーサビリティの対応
 5. 3 信託財産としての和牛遺伝子の対応
6. おわりに

1. はじめに

企業の知財戦略としてコンテンツ産業や技術開発に主眼があるが、農林水産業における知財戦略も重要性を増している。例えば『農林水産省知的財産戦略2020』では、「地理的表示保護制度の活用によるブランド化の促進」⁽¹⁾、「家畜の遺伝資源の保護対策及び育種改良の促進」⁽²⁾、「種苗産業の競争力強化」⁽³⁾などについて具体的な対応方向を策定している。本稿では、農林水産業の知財戦略の観点から、遺伝資源の知的財産保護の動向にスポットライトをあてる。

遺伝資源としての植物の新品種に関しては、平昌オリンピックのカーリング日本女子が3位決定戦で食べていたイチゴの品種が韓国のイチゴの品種が「雪香（ソルヒャン）」で、これが、我が国の「章姫（あきひめ）」と「レッドパール」を交配して作った品種になるといわれる問題がある。その問題の契機は、1996年に「章姫」の育成者権者が「章姫」の品種の使用を韓国種苗業者に許諾し、また1998年に「レッドパール」の育成者権者が韓国生産者に許諾した経緯がある。それが育成者・育成者権者の許諾がなく、韓国で増殖・栽培され、両品種の韓国のシェアが8割超となった背景がある。

また、中国産「神戸ビーフ」という呼称問題と和牛の精子の不正輸出の問題がある。中国産「神戸ビー

フ」の牛肉の販売では、神戸と記載があるのに原産地はオーストラリアである。それは、和牛（神戸ビーフ）の遺伝資源が米国経由でオーストラリアにすでにわたっていることによる。そして、和牛の精子が我が国から中国へ不正に輸出されたケースがあることから、中国産和牛がもう存在しているのかもしれない。そもそも、黒毛和牛は、相互に関係していて、その点でオーストラリアビーフは和牛の遺伝資源を共有しているといえる。

韓国イチゴ品種「雪香」問題は、「章姫」と「レッドパール」の育成者権の保護期間が過ぎており、当時、韓国が「植物の新品種の保護に関する国際条約」(International Convention for the Protection of New Varieties of Plants) (通称：UPOV 条約) に加盟していなかったことから種苗法の対応はできないとされる。また、中国産「神戸ビーフ」という呼称問題は、我が国では神戸ビーフが商標法の地域団体商標制度と「農林水産物等の名称の保護に関する法律」(略称：地理的表示法) で保護されているが、日中の二国間での条約がないことから対応ができないとされている。また、和牛の遺伝資源の不正輸出問題は、そもそも法整備がなされていないという。

韓国イチゴ品種「雪香」問題の対応では今回の種苗法の改正に繋がっているが、種苗法の改正がスムーズにすすめられたわけではない。また、中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、直接に遺伝資源と関連するものではないが、日本ブランドの品質表示機能として間接的に関わりがある。また、和牛遺伝資源不正輸出問題は、家畜改良増殖法の改正と不正競争防止からの新規立法「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」(略称：家畜遺伝資源不正競争防止法) により対応している。遺伝資源の2つの問題の対応は、対照的な流れになっている。本稿は、上記の事例をもとに、わが国の遺伝資源の知的財産保護の動向について考察する。

2. 遺伝資源と農林水産業の知的財産保護の課題

遺伝資源は、「生物の多様性に関する条約」(Convention on Biological Diversity : CBD) (略称：生物多様性条約) で保護されるものであり、直接ではないが、農林水産業の発展に寄与する観点から種苗法等の知的財産法の保護の対象になりうる。

2. 1 生物多様性条約における遺伝資源

遺伝資源 (genetic resources : GRs) とは、現実のまたは潜在的な価値を有する遺伝素材をいい、遺伝素材は遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう (CBD2 条)。そして、締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、その他の締約国の十分な参加を得て、および可能な場合にはその他の締約国において、これを準備し、実施するよう努力する、とある (CBD15 条6 項)。遺伝資源は、生物 (+ウイルス) で、生物が含まれる水や土壌などの環境サンプルも含まれ、ここで注目すべきことは「価値」の意味であるが、研究の対象に「価値がない」ものはないことから全てについて「価値がある」と考える必要がある⁽⁴⁾。すなわち、遺伝資源は、人類共通の財産であり、研究データとしてオープンデータといえることができる。

それに対して、遺伝資源は、国家間では利害の対象になる。各国は、自国の天然資源に対して主権の権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従うとある (CBD15 条1 項)。締約国が提供する遺伝資源は、その遺伝資源の原産国である締約国またはこの条約の規定に従ってその遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る (CBD15 条3 項)。そのうえで、締約国は、遺伝資源の研究および開発の成果ならびに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上または政策上の措置をとるとし、その配分は相互に合意する条件で行うこと、としている (CBD15 条6 項)。国家間では、遺伝資源は、利害の調整が必要になる。

遺伝資源に関し、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) (略称：UNDRIP) に「遺産に対する知的財産権」の規定がある。先住民族は、人的・遺伝的資源、種子を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する (UNDRIP 31 条1 項)。先住民族はまた、このような文化遺産等に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する (同31 条2 項)。遺伝資源が知的財産として直接に知的財産法の知的財産権の行使ができるわけではない。生物多様性条約における保護の対象の遺伝資源と知的財産

法における保護の対象の遺伝資源との間にはギャップがある。

2. 2 農林水産業における遺伝資源の知的財産保護の課題

韓国イチゴ品種「雪香」問題は、種苗法における遺伝資源の植物の新品種の保護の課題である。そして、中国産神戸ビーフ呼称問題は、地理的表示法と商標法の地域団体商標制度における地理的表示の保護の問題である。地理的表示は、直接に遺伝資源の問題とはいえないが、地理的表示で表記される特定農林水産物等の遺伝資源と間接的に関わりがある。また、和牛遺伝資源不正輸出問題は、直接、遺伝資源の保護の問題である。

(1) 韓国イチゴ品種「雪香」問題

平昌オリンピックのカーリング日本女子が3位決定戦で食べていたイチゴの品種が韓国のイチゴの品種が「雪香」であり、それが我が国の「章姫」と「レッドパール」を交配して作った品種になるといわれる問題が生じた⁽⁵⁾。「章姫」の育成者権者が「章姫」の品種の使用の条件として提供された者に限定されていたものが日本産イチゴの品種が韓国全土に拡散したことに問題がある⁽⁶⁾。当時、韓国がUPOV条約に加盟していなかったこと、章姫の育成者権の保護期間が過ぎていることから、種苗法における侵害事例とはなっていない。

韓国イチゴ品種「雪香」問題の対応は、種苗法の改正の検討により行われることになるが、新聞社による「政府が権利を侵害する法律を作った」という報道⁽⁷⁾や芸能人のSNSによる改正案への反対表明⁽⁸⁾や種子法の廃止の混同により、当初、種苗法の改正には至っていない。種苗法の改正案のフラットな評価によって、種苗法改正へつなげることが必要である。ただし、それだけでは、韓国イチゴ品種「雪香」問題の解決につなげることは困難であろう。

(2) 中国産「神戸ビーフ」呼称問題

地理的表示の保護は、1994年に作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」附属書1C「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) (略称：TRIPS協定)で確認されている。地

理的表示とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域またはその領域内の地域もしくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう (TRIPS協定22条(1))。保護の対象は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域または地方を真正に (真実で正しく) 示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができる (同協定22条(4))。わが国では、地理的表示保護は、まず商標法の地域団体商標制度により規定され、2015年に地理的表示法により保護されることになる。中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、地理的表示法の問題であるが、商標法 (地域団体商標制度) の問題にもなりうる。

地理的表示保護には、「原産地呼称保護」と「地理的表示保護」の2つの保護の仕組みがある。原産地呼称保護は、生産、加工、調整のすべてが特定の地域内で実施される産品に対して付される表示であり、地理的表示保護は生産等のいずれかの地域内で実施される産品に対して付される表示である。地理的表示は、農林水産物や加工品または役務に付され、それらとともに伝達され、商標の機能である出所表示機能、品質保証機能、広告宣伝機能を有している。

神戸ビーフは、商標法 (地域団体商標制度) と地理的表示法とともに保護される対象でありながら、わが国と中国との二国間条約がないことから、対応が困難とされている。したがって、現状では、中国産「神戸ビーフ」呼称問題の対応は、特になされているとはいえない。中国産「神戸ビーフ」呼称問題の解決が日中の二国間条約を待つしかないとしても、何らかの対応は必要である。まず、中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、商標法 (地域団体商標制度) と地理的表示法の2つの法律の関わりの中で対応する必要がある。

(3) 和牛遺伝資源不正輸出問題

農林水産省などによると、2018年7月、大阪府の男性が中国に和牛の受精卵と精液を持ち出したが、中国当局が持ち込みを認めず、日本に持ち帰り発覚したというものであり、農林水産省が、家畜伝染病予防法違反容疑で大阪府警に刑事告発した事件が和牛遺伝資源不正輸出問題である⁽⁹⁾。この問題は、古くて新しい問題でもあり、日中間に限ったものではない。

畜産技術協会の調査によれば、和牛の遺伝子を持ち、海外で飼養された肉用牛「WAGYU」の生産が欧州で急速に増え、1976年に米国へ流出したのを契機に、米国やオーストラリアを起点に和牛受精卵や精液が欧州に導入され、欧州産まれ和牛の純粋種や交雑種(F1)が、国境を越えて欧州内や中東に輸出されていることが指摘されている⁽¹⁰⁾。中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、神戸ビーフ、すなわち和牛の遺伝資源の問題が背景にあり、和牛遺伝資源不正輸出問題と関わっている。

和牛は、国際的には「WAGYU」と表記され、オーストラリア「WAGYU」という呼称がすでにある。ここでは、「和牛」という日本ブランドが「WAGYU」と日英訳となっている。スポーツの世界の「柔道」が「JUDO」となり、国際的に認知され、普及していった経緯と似ている。「柔道」と「JUDO」は、そこに違和感があるにしても、良い面と悪い面がある。しかし、スポーツの世界ではオープン・ソースのようにオープン・スポーツとして許されるかもしれないが、遺伝資源においてはオープン・ジーン・リソースというわけにはいかないだろう。

3. 韓国イチゴ品種「雪香」問題の法改正による対応

韓国イチゴ品種「雪香」問題は、種苗法の改正によって対応することになる。わが国の種苗法は、1991年に改正されたUPOV条約を踏まえて、農産種苗法を全部改正したものである。韓国イチゴ品種「雪香」問題は、韓国がUPOV条約に加盟していなかったことによる問題でもある。ただし、もし加盟していたとしても問題が生じなかったかは、シャインマスカットが中国や韓国で勝手に栽培されていることからいって疑問である。

3. 1 改正種苗法

種苗法の育成者権における権利の形態は、特許法の特許権のしくみと似ており、例えば、専用利用権、通常利用権、先育成による通常利用権、裁定制度、職務育成品種などの規定のように、専用実施権、通常実施権、先使用による通常実施権、裁定制度、職務発明などの規定と、多くの点で共通する。特許法の法目的が産業の発達に寄与することと、種苗法の法目的が農林水産業の発展に寄与することでも類似する。さらに、

工業所有権の保護に関するパリ条約では、工業所有権(industrial property)の語は、最も広義に解釈するため、工業や商業のみならず、農業、採取産業の分野、製造した又は天然のすべての製品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉)についても用いられる(パリ条約1条(3))。したがって、育成者権は、工業所有権(産業財産権)に含まれているとさえいえる。種苗法における育成者権は、著作権法における著作権や特許法における特許権と同様に、アジアなどにおける海賊版で問題になっている。韓国イチゴ品種「雪香」問題を待つまでもなく、すでに、育成者権の侵害に対する強化が必要になる背景がある。

「種苗法の一部を改正する法律案」では、育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置がある⁽¹¹⁾。第一は、育成者権が及ばない範囲の特例の創設である⁽¹²⁾。この対応により、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得るとする。第二は、自家増殖の見直しである⁽¹³⁾。また、指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる規定がある(59条1項2号)。それらが、「シャインマスカット」の登録品種の海外流出、そして韓国イチゴ品種「雪香」問題への対応となるだろう。

3. 2 種苗法の改正に当初至らなかった要因

種苗法の改正は、当初、見送られている。その要因は、韓国イチゴ品種「雪香」問題の対応にある種苗法の改正案に対する反対意見によるものであり、以下に、その経緯を含め検討する。

(1) 種子法廃止の影響

種苗法改正案については、呼称が類似している主要農作物種子法(略称:種子法)が関わっている面がある。種苗法の目的は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することにある(種苗法1条)。種子法は2018年に廃止されているが、種子法の目的は主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため種子の生産については場審査その他の措置を行うことである(種子法1条)。

主要農作物とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう（同法2条1項）。種子法は、第二次世界大戦後の食糧の安定供給といった意味合いで制定されており、現状で国としての関与は必要なくなったということの意味している⁽¹⁴⁾。

種苗法と種子法とは、法目的も保護の対象も異なっている。種子法の対象品種は「稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆」となっており、種苗法の対象とは違いがあり、混同する要素はない。しかし、種苗法と種子法および農産種苗法と主要農作物種子法は、呼称が類似しており、種子法の廃止に伴う反対意見が種苗法改正へ及ぼした影響も考えられる。

（2）自家増殖の私的目的の利用

「種苗法の一部を改正する法律案」では、自家増殖の見直しがあるが、自家増殖とは、農業者が収穫物の一部を次期作付け用に種苗として使用することをいう。種苗法の改正案では、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定として自家増殖が行われてきたことに対して、育成者権者の許諾が必要とケースが加えられたことになる。新聞社による報道と芸能人のSNSによる反対表明は、主として、それに対して加えられたことになる。種苗法は、一般品種と登録品種がある。一般品種は、在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種である。登録品種は、「国や県の試験場などが年月と費用をかけて開発し、登録された登録品種」である。自家増殖を含めて、現在利用されているほとんどの品種は一般品種である。したがって、種苗法の改正の対象にはなっていない。

新聞社による報道と芸能人のSNSによる反対表明は、個人の自家増殖の行為が育成者権者の許諾の対象になることを懸念する点も読み取れる。育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定では、新品種の育成その他の試験または研究のためにする品種の利用（種苗法21条1項1号）にあり、種苗法が農林水産業の発展に寄与することを目的とすることから、農林水産業に携わる者の観点にある。そうすると、育成者権の制限の中に、自家増殖の私的目的の利用の根拠を見いだすことはできない。著作権法には、著作権の制限に私的使用のための複製（著作権法30条1項）がある。しかも、私的使用のための複製がデジタルであるときは、私的使用であっても、条件によっては相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない（同法30条2項）。

韓国イチゴ品種「雪香」問題のケースを考慮すれば、自家増殖の私的目的の利用を明らかにするために、種苗法に著作権法30条のような育成者権の制限規定を設ける必要があるだろう。

3. 3 韓国イチゴ品種「雪香」問題の対応

種苗法の改正がなされたとしても韓国イチゴ品種「雪香」問題の本質的な解決にはならないか、種苗法が改正されなくとも韓国イチゴ品種「雪香」問題の対応は可能ではないだろうか。「種苗法の一部を改正する法律案」では、種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設けるとある（21条の2～21条の4）⁽¹⁵⁾。それに対しては、「章姫」の育成者権者が後の「雪香」へ至るきっかけを与えた韓国人に対して、わが国の種苗法のもと、植物の新品種「章姫」の育成者権の無償の通常利用権の許諾を一定の条件で行った関係が想定できる。通常利用権者ももしその条件を違えたならば、たとえ韓国がUPOV条約に加盟していなくとも、差止請求と不法行為による損害賠償請求は可能ではないだろうか。また、「雪香」の三代程度遡った植物の新品種の明記は品質保証機能の面で、また育成者権者の掲載は出所機能の面で、さらに宣伝効果機能の面でもお互いにウィンウィン（Win-Win）の関係になるだろう。

4. 中国産「神戸ビーフ」呼称問題の2つの地理的表示保護制度の連携による対応

地理的表示法では、地理的表示の保護は登録された地理的表示であることを示す標章（geographical indication, GIマーク）を付すことになる（地理的表示法4条1項）。地理的表示に登録標章（GIマーク）に付加された形態が地理的表示法による表記になる。



図1：地理的表示法における地理的表示の表記

商標法の地理的表示保護は、地域団体商標制度によっている。ここでは、単に地理的表示が表記されることになる。わが国では、地理的表示法と商標法（地域団体商標制度）とで保護されているが、地理的表示（GIマークの付加）が現状では多くはないことから、

地理的表示（地域団体商標）との二重登録例は少ない。

4. 1 神戸ビーフの二重登録

神戸ビーフは、地理的表示法と商標法（地域団体商標制度）との二重登録例である⁽¹⁶⁾。登録生産者団体の構成員である生産業者または当該生産業者から当該農林水産物等を直接または間接に譲り受けた者を除き、何人も農林水産物・食品またはその包装に地理的表示または標章を付することはできない（地理的表示法3条2項、4条2項）。GIマークを付さない中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、地理表示法と商標法（地域団体商標の登録商標）で保護されながら、デッドロックであったことになる。その要因は、神戸ビーフという地理的表示を保護する点で地理的表示法と商標法（地域団体商標制度）の客体が同じとしても、主体と権利の内容が異なっていることにある。

地理的表示にGIマークの使用が、地域共有の財産となる。すなわち、神戸ビーフの地理的表示は、商標権と地域共有の財産が同一の対象に対して与えられている。そして、GIマークの使用の主体は、登録生産者団体になる。登録生産者団体の構成員は、明細書に沿って生産した特定農林水産物等またはその包装等について、地理的表示を付することができる（地理的表示法3条1項）。地理的表示法の生産者団体は、生産者や加工業者が組織する団体であり、複数の団体を登録することも可能である。他方、商標法では、地理的表示は登録商標として商標権者に商標権が付与される。GIマークの使用は地域共有の財産として保護され、登録商標は商標権として保護されるというように、それは2つの保護の内容は異なっている。神戸ビーフは商標権者が兵庫県食肉事業協同組合連合会であり、同じ商標権者の「神戸牛」と「神戸肉」もあり、その他に、GIマークの使用による神戸ビーフ（神戸肉流通推進協議会）がある。神戸ビーフは登録商標

（兵庫県食肉事業協同組合連合会）とGIマークの使用（神戸肉流通推進協議会）があり、「神戸牛」・「神戸肉」（兵庫県食肉事業協同組合連合会）の登録商標もある（表1）。

4. 2 「神戸ビーフ」と「神戸牛肉」の誤認・混同

「神戸ビーフ」の中国語簡体表記は「神戸牛肉」である。「神戸牛肉」は、「神戸ビーフ」よりも、「神戸牛」と「神戸肉」のイメージに近い。そうすると、「神戸ビーフ」は登録商標という点では「神戸肉」と観念類似し、登録商標である「神戸牛」は「神戸ビーフ」と「神戸肉」との関連性が生じていることになる。中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、「神戸ビーフ」が中国語に翻訳した「神戸牛肉」であると、中国産「神戸牛」問題と中国産「神戸肉」問題を含んでいることになる。「但馬牛」は、日本ブランドとして地域団体商標制度として登録商標の商標権として保護され、また地理的表示法として地理的表示とGIマークとの併記で保護されていることになる。「但馬牛」は、「たじま農業協同組合」（兵庫県主に但馬地方産の和牛）と「兵庫県食肉事業協同組合連合会」（兵庫県産の和牛の肉）が地域団体商標として登録され、地理的表示法の登録生産者団体に「神戸肉流通推進協議会」があり、さらに「寿製菓株式会社」に指定商品に菓子・パンとする登録商標がある⁽¹⁸⁾。なお、和牛の最高峰が「神戸ビーフ」になる「但馬牛」である。地理的表示では誤認・混同が生じえないであろう「但馬牛」が遺伝資源の観点からいえば、国内的には潜在的に、国際的には顕在的に誤認・混同が生じうる。さらに、「神戸牛肉」は、「和牛肉」または「日本牛肉」を連想させる。

ところで、中国産「神戸ビーフ」の牛肉の販売では、神戸と記載があるのに原産地は遺伝資源として流出した和牛の産地であるオーストラリアとなっている。和

表1：神戸ビーフ・神戸牛・神戸肉の登録商標と登録標章（GIマーク）との関係⁽¹⁷⁾

神戸ビーフ	 神戸ビーフ	神戸牛	神戸肉
登録商標（登録番号：第5068214号、商品の区分および指定商品：第29類 兵庫県産の和牛の肉、権利者：兵庫県食肉事業協同組合連合会）	登録標章（GIマーク）の使用（登録番号：第3号、特定農林水産物の区分：第6類 鮮肉類牛肉、登録生産者団体：神戸肉流通推進協議会）	登録商標（登録番号：第5068216号（神戸牛）・第5068215号（神戸肉）、商品の区分および指定商品：第29類兵庫県産の和牛の肉、権利者：兵庫県食肉事業協同組合連合会）	

牛（神戸ビーフ）の遺伝資源がオーストラリアにわたっているからである。そして、和牛の精子が我が国から中国へ不正に輸出されたケースがあることから、すでに中国産和牛の存在が想定される。神戸ビーフは厳しい基準をクリアした地理的表示（GI）保護制度登録ブランドで知的財産として保護され、他商品への使用は法律で禁止されている。ところが、日本とオーストラリアの二国間協定がない状況では、法的な対応が見いだせない。そもそも、黒毛和牛は、相互に関係していて、その点でオーストラリアビーフは和牛の遺伝資源を共有しているといえることになっている。和牛、すなわち日本牛ではないが、和牛が日本牛のような感じで権利化されている。先ほどの例のように「オーストラリア産」の和牛も存在することから、これに対抗するのか、協調するのかという問題もある。

4. 3 中国産「神戸ビーフ」呼称問題の対応

地理的表示保護は、ブランドの広告宣伝にある。しかし、そのブランドは、国内の地域ブランドの保護にある。品種と地理的表示に関する特定農林水産物や名称の国際的な不正使用を防ぐには、国際条約や国際協約があるものの、さらに二国間で保護協定の締結が必要になるといわれている。さらに、地理的表示保護の二つの法律は、相互の抵触が生じないように規定され、相互の誤認・混同が生じえないことを前提にする。それによって、中国産「神戸ビーフ」呼称問題の解決の道筋が見えないのならば、そのような捉え方と別な観点からの検討を要しよう。それは、農林水産省の地理的表示法と特許庁の商標法（地域団体商標制度）との2つの法律の補完の関係である。

中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、まず地理的表示保護の国内の2つの法律の関係の連携が必要である。それは、特定農林水産物と商品の品質、すなわち遺伝資源の点から、商標法で証明商標制度の導入をはかり、地理的表示法の品質管理との整合をはかることが考えられる。そして、二つの地理的表示保護制度の相互の抵触と誤認・混同は、国内的にも地域団体商標と団体商標・一般商標では誤認・混同が生じうるし、国際的には多様な誤認・混同が想定できる。地理的表示の特定農林水産物と商標の商品の品質的に偽装されている中には、韓国イチゴ品種「雪香」問題にもいえることであるが、血統的には優れていることさえありうる。その点からも、商標権者の出所表示機能と品質保

証機能の信用回復措置の観点から、また周知・著名商標の希釈化、すなわちフリーライドを防止する観点から、中国産「神戸ビーフ」の使用に対する法的な対応は可能であろう。

5. 和牛遺伝資源不正輸出問題の法改正と新規立法による対応

和牛遺伝資源不正輸出問題の対応は、家畜改良増殖法の改正と新規立法による。農林水産省は、和牛の精液や受精卵を知的財産として保護するとし、遺伝資源を家畜改良の成果のデータとして位置付け、不正な方法での取得や認められた範囲を超えた使用・譲渡などの規制により方向づける。それは、国内の管理強化策を盛り込んだ家畜改良増殖法の改正によっている。和牛の精子は、遺伝資源に関する知的財産問題である。しかし、精液・受精卵の知的財産の保護は、中長期的な検討課題といえる。さらに、種苗法が対象とする植物の品種と異なり、生まれてくる個体の形態や能力にばらつきがあることと、保護の裏づけとなる国際条約は存在しない。

5. 1 家畜改良増殖法の改正と新規立法の対応

和牛遺伝資源不正輸出問題などを契機に、和牛の血統を貴重な遺伝資源として、管理・保護する取り組みの重要性が増している。そして、和牛産地では、和牛遺伝資源の流通管理適正化や保護強化が図られている⁽¹⁹⁾。それは、家畜改良増殖法の改正と家畜遺伝資源不正競争防止法の新規立法の2つの法律が関わっている。

(1) 家畜改良増殖法の改正による対応

和牛の精液と受精卵の流出防止への対策は、精液・受精卵の家畜改良増殖法の改正によって対応する。家畜改良増殖法の目的は、家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することにある（家畜改良増殖法1条）。家畜改良増殖法での主な対応は、家畜人工授精所の帳簿管理義務化と自家利用農家の調整、不適正な流通への厳罰化と家畜人工授精所への抜き打ち検査、そして全国レベルでの管理体制の強化がある。そのために、2020年度から設置された「家畜遺伝資源管理

保護室」が遺伝資源の流通管理適正化や保護強化を担い、法制度と合わせ農林水産省内の体制が整備される。

(2) 家畜遺伝資源不正競争防止法の新規立法の対応

和牛の遺伝資源の保護策は、和牛の受精卵や精液などの不正な売買や譲渡、取得に刑事罰を設け、和牛の遺伝資源は知的財産としての価値を有していると認定し、国外への勝手な持ち出しや決められた地域以外での生産は差し止めを可能としている⁽²⁰⁾。そのための法律が家畜遺伝資源不正競争防止法である。ただし、刑事罰の内容は、今後の検討としている。家畜遺伝資源不正競争防止法は、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって畜産業の発展に寄与することを目的とする（家畜遺伝資源不正競争防止法1条）。家畜遺伝資源とは、特定家畜人工授精用精液等で家畜改良増殖法32条の2第1項に規定する特定家畜人工授精用精液等をいう（同法2条1項）。

営業秘密が特許法等で保護が規定される対象ではないが不正競争防止法で保護されるように、家畜遺伝資源が個別の知的財産法で保護が規定される対象ではないが家畜遺伝資源不正競争防止法で保護されることになる。

5. 2 牛・牛肉トレーサビリティの対応

牛の個体識別のための情報の管理において、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（略称：牛トレーサビリティ法）がある。牛トレーサビリティ法は、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進するものである⁽²¹⁾。

牛トレーサビリティ法は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的としている（牛トレーサビリティ法1条）。

和牛遺伝資源の知的財産保護と直接に関わる法律ではないが、牛・牛肉トレーサビリティによる牛の個体識別のための情報の管理は、不正競争の防止および不正競争による観点からの知的財産保護の手段の前の法的な対応を指向していよう。また、中国産「神戸ビーフ」呼称問題における地理的表示法における特定農林水産物と商標法（地域団体商標制度）における商品に対する牛・牛肉トレーサビリティの対応は、地域の共有財産と商標権の管理になる。

5. 3 信託財産としての和牛遺伝子の対応

遺伝資源を知的財産とみなして、保護を図り、ルールに違反した転売などの取引や生産を差し止める規制も設けるとするのならば、和牛遺伝子は、家畜改良増殖法の改正と家畜遺伝資源不正競争防止法の新規立法を待つまでもなく、「人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）」（知的財産基本法2条1項）の知的財産であるはずである。したがって、家畜遺伝資源（和牛遺伝子）は、信託財産として、信託業法の知的財産権の管理の対象になるはずである。信託業法は、2004年12月30日の改正信託業法により受託可能財産の制限が撤廃され、特許権や著作権などの知的財産権についても受託することが可能となっている。信託財産としての和牛遺伝子は、知的財産管理の対象でもあったことになる。

5. 4 和牛遺伝資源不正輸出問題の対応

遺伝資源を知的財産とみなして、家畜改良増殖法の改正と家畜遺伝資源不正競争防止法の2つの法律での和牛遺伝資源不正輸出問題への対応では、不十分である。和牛遺伝資源不正輸出問題の知的財産法の対応としては、和牛遺伝子の直接的な保護強化は信託業法によるものになり、それを補強するのが家畜遺伝資源不正競争防止法であり、家畜改良増殖法の改正と牛・牛肉トレーサビリティの法制度等のサポートによって行うことに実効性がある。

遺伝資源を知的財産とみなしているのならば、家畜改良増殖法自体が知的財産法の個別法とし、後手の対応とはなるが、家畜改良増殖法の改正を行えばよいだろう。遺伝資源の知的財産保護制度として、植物の遺伝資源保護で種苗法があり、家畜の遺伝資源保護で家

畜改良増殖法があることになる。

6. おわりに

中韓との遺伝資源の知的財産問題といえる韓国イチゴ品種「雪香」問題と中国産「神戸ビーフ」呼称問題および和牛遺伝資源不正輸出問題は、それぞれ法改正、特に国の対応なし、法改正と新規立法とのセットによる対応がなされている。その対応の中に罰則規定の強化があるが、罰則規定を強化すれば解決するとは、必ずしもいうことができない。そして、監視体制の充実ならば、現行制度でもある程度の対応はできたはずである。いずれにしても、中韓との遺伝資源の知的財産問題に対して、現行制度における対応を十分に検討したうえで、ある程度の対抗手段を想定しておく必要がある。加えて、農林水産業の個別の法的な調整だけでなく、全体的な観点から相互の連携を図りながら制度設計することが求められる。

韓国イチゴ品種「雪香」問題は、特許法との関連も想定できる。植物の全ゲノム情報、発現遺伝子情報等の遺伝情報を取得し、AI解析により狙った形質の品種を短期間に開発する技術が進展しており、そこでは遺伝子組換え品種も対象になる⁽²²⁾。米国内での種苗保護に使われる制度は3つあり、わが国と違い種苗法という一つの法律で保護されているのではなく、複数の法律で守られている。米国の植物バイオ企業は、特許法で遺伝子組換え品種の権利保護を行っており、自家採種を認めるUPOV条約ベースの種苗法には依存していない。これは日本に種子を輸出する際も同じで、わが国では組換え品種の登録をしていない。そして、中国産「神戸ビーフ」呼称問題は、神戸ビーフが和牛であることから、和牛の遺伝資源問題とも密接に関連する問題である。和牛の遺伝資源は、種苗法では対応できないが、地理的表示法の特定農林水産物と商標法の商品は、和牛の遺伝資源の品質の面で関わりを持っている。商標法では、商品の品質は努力義務とされているようであるが、本稿で検討したように、遺伝資源とは密接に関わりがある。それに、家畜改良増殖法を知的財産法の個別法に位置づけ、種苗法の育成者権と連携する権利化か、地理的表示法の地域共有の財産とすればよいだろう。

地理的表示は商標法の地域団体商標として登録商標の商標権としても規定され、特許庁が管轄する地域団体商標制度と農林水産省が管轄する地理的表示保護制

度と二重の関係にある。しかし、種苗法と地理的表示法では、植物の新品種とGIマークの利用または育成者権と地域共有の財産との抵触の規定が設けられていない。また、商標法と地理的表示法の登録商標とGIマークの利用または商標権と地域共有の財産との抵触の想定もない。商標法29条の他人の特許権等との関係では、商標権は、産業財産権だけでなく、著作権と著作隣接権との抵触が規定されている。保護協定の締結の前に、地域ブランドを日本ブランドとして展開するためには、品種と地理的表示の農林水産知的財産制度を著作権制度と産業財産権制度との連携による対応が必要である。農林水産業における企業の知財戦略の観点から遺伝資源の保護を捉えると、農林水産省が管轄する種苗法と地理的表示法および家畜遺伝資源不正競争防止法と特許庁が管轄する特許法と商標法および不正競争防止法との補完関係から、制度設計していくことが重要になる。

(注)

- (1) 農林水産省 (2015年5月28日)『農林水産省知的財産戦略2020』pp.7-8。
- (2) 農林水産省・前掲注(1) p.9。
- (3) 農林水産省・前掲注(1) p.10。
- (4) 「遺伝資源とは何か?」(http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/top/resource)
- (5) 山村哲史 (2018年3月2日19時56分)「韓国イチゴに農水相「日本品種が流出」カーリングで注目」朝日新聞デジタル (<https://www.asahi.com/articles/ASL324Q0QL32ULFA00R.html>)
- (6) ニュース JAPAN 「Nの衝撃 Vol.03 流出する日本の農産物」フジテレビ。
- (7) 例えば、東京新聞 TOKYO Web (2020年5月14日10時02分)「「種苗法改正案」農家に打撃懸念 地域農業守る「在来種保全法案」」を (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/16830>) などがある。
- (8) 女優の柴咲コウがツイッターで「このままでは日本の農家さんが窮地に立たされてしまいます」と反対意見を表明し、それが連鎖していった経緯がある。
- (9) 共同通信社「中国に和牛受精卵、流出元を捜索徳島の農家「数百万円で売った」」(2019/3/3 20:29 (JST))
- (10) 畜産技術協会 (2018)『Wagyu 肉生産・流通等実態調査事業 平成30年度調査報告書』p.2。
- (11) 「種苗法の一部を改正する法律案」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20109037.htm)
- (12) 登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培す

る行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける（21条の2～21条の4）。また、輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省ウェブページで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける（21条の2第3項・5項・6項、57条の2、75条）。

(13) 自家増殖は、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である。農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする（旧法第21条2項・3項）。

(14) 「主要農作物種子法を廃止する法律案の概要」 (<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/193/attach/pdf/index-13.pdf>)

(15) 「種苗法の一部を改正する法律」は2020年12月2日に成立し、主な条文の施行日は2021年4月1日および2022年4月1日となっている。育成者権が及ぶような特例としては、育成者権の効力が及ばない範囲の特例（種苗法21条の2）、指定国又は指定地域の追加（同法21条の3）、届出の取下げ

（同法21条の4）が現行種苗法で新設されている。

(16) 児玉恵理（2017）「地理的表示の登録商標と登録標章との連携による国際展開」『パテント』第70巻13号，pp.86-89。

(17) 児玉・前掲注（16）p.88。

(18) 児玉・前掲注（16）pp.89-90。

(19) 鳥取県では独自の保護条例を定める方針にあり、徳島県では農場の所在地や精液と受精卵の購入元を届け出る内容を盛り込んだ独自ルールを作成し、宮城県は適正な人工授精業務の実施を定めた要領を制定する方針にある。

(20) 伊原友己（2020）「和牛遺伝資源の保護のための知的財産制度の創設「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の制定」『知財ふりずむ』第18巻215号，pp.12-19。

(21) 「牛・牛肉のトレーサビリティ」 (<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/index.html>)

(22) 農林水産省農林水産技術会議事務局（2020/5）『農林水産研究イノベーション戦略2020』。

（原稿受領 2021.1.19）

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 橋本 清
同 中村 恵子

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。